

控訴阻止を求める理由

2013年3月26日

後見選挙権訴訟弁護団

25日、政府が控訴する方向で調整に入ったとの報道が流れました。その理由としては、控訴をせず判決が確定すると、被後見人に選挙権を付与する必要が生じる。しかし、その基準づくりには一定の期間を要し、「確定した判決内容と相いれない選挙をいくつもせざるを得なくなる」(政府関係者)ことが、控訴の背景にあると報じられています。

しかしながら、今回の違憲判決は、後記のように筋の通った理のある判決です。したがって、これを控訴で崩すことは難しく、まさに時間稼ぎの控訴ということですが、そのことで、違憲と判断された被後見人の権利制限が今後もまかり通り、また他方で、それ故に、成年後見申立を躊躇する方が出続けるのです。

ところで、政府が懸念するように、控訴せず判決を確定させ、現在の法律の改正が間に合わなくても、実は適切な選挙権の運用はできるのです。

元最高裁判事であった泉徳治氏(現弁護士)は、次のように説明されています。

「今回、控訴しないが、法改正が間に合わない場合、政府の扱いとしては、次の二つが考えられます。

第1の扱いとして

政府には、憲法違反の法律を執行する義務はありません(憲法73条1号の対象とならない)。

政府は、法改正を待たず、成年被後見人を選挙人名簿に登録し、選挙人として選挙事務を行うことはできるのです。もともと成年者には選挙権があるのだから、当然のことです。

第2の扱いとして

東京地裁の原告の方のみ、選挙人名簿に登録し、選挙人として扱うが、原告以外の成年被後見人は、法改正ができるまで、選挙人として扱わない(法改正を待って、選挙人として扱う)。

いずれの取扱いをするにせよ、控訴する必要はありません。

勿論、第1の扱いが相当だと思いますが、ヨーロッパのように、一律剥奪に代えて一部剥奪の法改正をするという選択もあるのであるから、上記のように簡単には言うわけにはいかない、という考え方もあるでしょう。しかし、選挙権はもともとすべての成年者にあるわけで、まずは、第1の扱いをして、一部制限するというのであれば、そういう法改正が出来てから一部制限をすればよい、というべきでしょう。」

このように違憲判決にしたがった施策を政府がすることは憲法に反しないのですから、時間稼ぎの控訴をすることなく、不当に制限された被後見人の選挙権をまず回復させ、その間に必要ならば基準作りをすべきです。禁治産制度から成年後見制度に切り替える際に法務省が旧自治省（現総務省）に公選法の改正を求めたところ旧自治省がこれを拒否したという経過もあり、ここまで長きにわたり政府が適切な基準作りを放置し怠ったツケを被後見人におわせることは許されません。

また、原告が高齢の父母と一緒にもう一度選挙行きたいという思いを、このような政治の不手際を理由にかなわないものとするのは国民の感情として許せるものではありません。

したがって、この判決に対して控訴することは絶対にしないで下さい。

ちなみに、この違憲判決は、泉徳治氏によれば、「国際的には当然の判決」です。控訴することは国際的な非難をも懸念されるものです。

記

<判決の要旨>は以下のような理にかなった内容で、国民に歓迎され、感動を与えているものです。

そもそも国民には様々な人がいることを前提に、それを主権者と考えている。①被後見人の中に選挙能力を有する者は少なからず存する。②そもそも成年後見制度は自己決定の尊重、残存能力の活用、のマライゼーションといった個人の尊重のための制度であって、その制度趣旨からは選挙権を剥奪することはその制度趣旨に反する。実際、後見の審査において選挙能力は審査されていない。

③また、後見に当たる能力のものが選挙権を行使しても選挙の公正を害するよ
うな事実は証明されていない。④この選挙権制限は国際的な潮流に反するもの
である。